

大阪市告示第546号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第2項の規定により、大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課における大阪市商店街振興ふるさと寄附金について、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年4月11日

大阪市長 横山英幸

1 指定納付受託者の名称及び所在地

① 株式会社さとふる

東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン13F

② PayPay株式会社

東京都千代田区紀尾井町1-3

③ 株式会社池田泉州JCB

大阪市北区豊崎3-2-1

④ 株式会社池田泉州DC

大阪市北区豊崎3-2-1

2 指定納付受託者に納付させる歳入

寄附金

3 指定日

令和6年4月1日

（経済戦略局産業振興部産業振興課）